

○第135回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：平成30年5月28日（月）14：35～16：01

議事概要：

（1）飼料添加物（グアニジノ酢酸）の食品健康影響評価について

審議の結果、グアニジノ酢酸については、「飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、ADIを特定する必要はないと判断した」とすることが了承され、一部修正の上、評価書（案）を食品安全委員会に報告することとされた。

（2）飼料添加物（グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物）の食品健康影響評価について

審議の結果、グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物については、「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」とすることが了承され、一部修正の上、評価書（案）を食品安全委員会に報告することとされた。

* 飼料添加物として、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に使用されません。